

定 款

2025年 6 月 24 日 第46回変更

日本特殊塗料株式会社

日本特殊塗料株式会社定款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、日本特殊塗料株式会社と称し、英文ではNihon Tokushu Toryo Co.,Ltd. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 次の物品の製造・販売・輸出入ならびにこれらに関する情報の販売、技術指導、設計、監理および開発・品質・生産支援等に関する受託業務。

(1) 塗料

(2) 防音材

(3) 防錆材

(4) 防水材

(5) 舗装材

(6) 接着剤

(7) 内外装材

(8) 遮・断熱材、保温材、および冷暖房機器

(9) 工業薬品その他の化学製品

(10) 前各号に関連又は附帯する製品

2. 次の諸工事の請負および設計監理。

(1) 塗装工事

(2) 塗装設備工事

(3) 土木建築および当社の製造販売する製品に関連する諸工事

3. レジャー産業・スポーツ関連施設の経営ならびに関連機器・用品の製造・販売。

4. 不動産の売買、貸借および管理運営。

5. 損害保険代理業、自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業および生命保険の募集に関する業務。

6. 事務用品、化粧品、衣料品、美術品、食料品、建材、書籍、その他日用品雑貨の販売。
7. 資金の融資および総合リース業。
8. 有価証券の売買、保有および運用。
9. 前各項に関連又は附帯する一切の事業。

(所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都北区に置く。

(機関)

第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行ふ。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、90百万株とする。

(自己の株式の取得)

第 7 条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当社の単元株式数は100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 9 条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当および募集新株予約権の割当を受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第 10 条 当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第 11 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって定め、これを公告する。

(株式取扱規程)

第 12 条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基 準 日)

第 13 条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項の規定にかかわらず、取締役会は、あらかじめ公告してこれと異なる日現在の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とすることができる。
3. 前2項に定めるほか、必要ある場合は取締役会の決議によってあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

第 3 章 株 主 総 会

(招 集)

第 14 条 当社の定時株主総会は、事業年度終了日の翌日から 3 カ月以内に招集する。
臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。

(招集権者および議長)

第 15 条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
2. 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第 16 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第 17 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 18 条 株主は、当社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として議決権を行使することができる。
2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書類を当会社に提出しなければならない。

(議 事 録)

第 19 条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

第 4 章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第 20 条 当会社の取締役は、15名以内とする。

(取締役の選任)

第 21 条 取締役は、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第 22 条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(取締役の報酬等)

第 23 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下報酬等という。）は、株主総会の決議によって定める。

(代表取締役、役付取締役、最高経営責任者、最高執行責任者および最高財務責任者)

第 24 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役その他の役付取締役各若干名を選定することができる。
3. 取締役会は、その決議によって最高経営責任者（CEO）、最高執行責任者（COO）、最高財務責任者（CFO）各1名を選定することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第 25 条 取締役会は、取締役会において定めた取締役がこれを招集し、議長となる。

2. 前項の取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 26 条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して会日の 3 日前までに発する。

ただし緊急のときはこれを短縮することができる。

(取締役会の決議方法)

第 27 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第 28 条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第 29 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(取締役会規程)

第 30 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の責任免除)

第 31 条 当社は、会社法第426条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって、免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。

ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

第 5 章 監査役および監査役会

(監査役の員数)

第 32 条 当会社の監査役は、5 名以内とする。

(監査役の選任)

第 33 条 監査役は、株主総会において選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第 34 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。
3. 会社法第329条第 3 項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。
4. 前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第 35 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役の報酬等)

第 36 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役会の招集通知)

第 37 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急のときはこれを短縮することができる。

(監査役会の決議方法)

第 38 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第 39 条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役が記名押印または電子署名する。

(監査役会規程)

第 40 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役の責任免除)

第 41 条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって、免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。
ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

第 6 章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第 42 条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(会計監査人の任期)

第 43 条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第 44 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 45 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

(期末配当金)

第 46 条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下期末配当金という。）を支払う。

(中間配当金)

第 47 条 当会社は、取締役会の決議によって毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当（以下中間配当金という。）をすることができる。

(期末配当金等の除斥期間)

第 48 条 期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

2. 未払の利益配当金および中間配当金には利息はつけない。